

新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

2020年7月 長野県社会福祉士会

1 研修事業等に関する方針

現時点において、集合時の感染リスクを避けるために、Eラーニング(インターネットでの動画視聴学習)やオンライン等を活用した遠隔研修を取り入れ、集合研修時にはしっかりと感染防止対策を講じて、「会員の学びの機会を止めない」ように今年度の研修事業を行います。

2 主催研修会等において、集合研修開催の可否判断

長野県新型コロナウイルス感染症対策・感染警戒レベルにおいて

(1) 警戒レベル1以下の発令の場合

新型コロナウイルス感染症対策チェックシートにのった予防措置を行ったうえで実施する。実際に研修を行う会場の市町村において、会場の利用休止などの措置が取られている場合はそちらを優先する。

(2) 警戒レベル2以上の発令の場合

研修会場が上記警戒レベルの区域(以下「警戒区域」という。)内の場合は中止とする。

参加者の居住地又は勤務地が警戒区域を含む場合は、参加を控えてもらい、研修は開催する。

3 集合研修開催のための留意事項

(1) 集合研修をする場合は、県が提唱する「新たな日常のすゝめ」にのっとり、感染防止の3つの基本や、「3つの密を」回避するなどの対策を講じて、研修会の準備及び開催を行うこと。

* 詳細は(新型コロナウイルス感染症対策チェックシート(令和2年7月作成 長野県社会福祉士会)を確認の上、準備から周知事項を徹底すること。

(2) 参加者の勤務地や住居地が警戒レベル2以上の地域にある場合や感染者の多い地域の県外者には、研修への参加を控えてもらうよう、事前に周知すること。

(3) 長野県新型コロナウイルス感染症対策・感染警戒レベルにおいて、警戒レベルが上がる恐れがある場合は、集合研修の開催を中止とし、可能であれば、オンライン等を活用した遠隔研修に切り替えて実施する。オンライン等を活用した遠隔研修が困難な場合は、やむを得ず中止にすることを事前に周知すること。

4 その他

長野県新型コロナウイルス感染症対策・感染警戒レベルにのっとり、研修会を中止する場合には、「研修会開催中止等判断基準」に準じて対応すること。

● 新型コロナウイルスの感染状況は一刻一刻、地域によっても変わっていきます。ガイドラインに従って、皆様の安全を第一に考え、状況に応じた対応をお願い致します。